

## 財産形成預金

(平成23年4月1日現在)

* 特色、重要事項、その他	
<p>1. お勤めの方にご利用いただける預金です。現在のお勤め先が財形制度を導入されている場合にご利用いただけます。ご家族でのレジャーや、お子様の結婚・教育資金等お使い道自由のフリープラン財形です。</p> <p>2. 年一回以上定期に給与・賞与から天引きして積立します。</p> <p>3. お利息は1年複利での期日指定定期預金利率になります。 お引き出しには1ヶ月前に通知が必要です。</p> <p>4. 満期日前に解約の場合は、中途解約利率が適用になります。 (商品概要「10. 中途解約時の取扱い」参照...解約制限) また、満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 (商品概要「11. その他参考となる事項」参照)</p> <p>5. 預金保険制度の対象となります。万一金融機関が破綻した場合、決済用預金を除く当行預入の他の保護対象預金と合算して、1金融機関につき、預金者1人あたり、元本合計1,000万円までとその利息等が保護されます。(くわしくは窓口までお問い合わせください。)</p> <p>6. 取扱い規定...「共通規定」「財産形成預金規定」を適用します。</p>	
* 商品概要	
1. 商品名 (愛称)	・ 財産形成預金 愛称：一般財形預金
2. ごご利用いただける方	・ 個人
3. 預入期間	・ 3年以上で預入期間の制限はありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 年1回以上定期に、事業主が給与天引きにより預入 ・ 一回当たり 100 円以上 (お預入額の限度はありません) ・ 100 円単位
5. 払戻方法	・ 初回預入日から 1 年以上経過後お申し出により一括して払い戻します ・ また、初回預入日から 1 年以上経過後は、お申し出により一部分の払い戻しもできます
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・ 預入時における当行所定の利率を適用します。 ・ 預入元本の払い戻しの都度支払います。 ・ 期日指定定期預金の計算方法を適用します。
7. 手数料	-
8. 税区分	・ 分離課税 (国税 15% および地方税 5%、合計 20%) です。
9. 付加できる特約事項	-
10. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は以下の中途解約利率(小数点以下第4位以下切捨て)により計算(1年毎の複利計算)した利息とともに払い戻します。なお、この利率が、解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率を適用します。

<商品概要説明書>

	<p>A. 6 か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6 か月以上 1 年未満 2年以上利率 × 40 %</p> <p>C. 1 年以上 1 年 6 か月未満 2年以上利率 × 50 %</p> <p>D. 1 年 6 か月以上 2 年未満 2年以上利率 × 60 %</p> <p>E. 2 年以上 2 年 6 か月未満 2年以上利率 × 70 %</p> <p>F. 2 年 6 か月以上 3 年未満 2年以上利率 × 90 %</p>
1 1 . その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・転職、転勤、出向等により預入ができなくなった場合、所定の手続きにより新たな金融機関において引き続き預入することができます。</li> </ul>
1 2 . 当行のお問い合わせ、ご相談、要望・苦情の受付窓口	<p>徳島銀行お客さま相談室</p> <p>フリーダイヤル：0120-87-1090</p> <p>受付時間：平日(銀行営業日)9時～17時</p>
1 3 . 一般社団法人全国銀行協会の苦情対応および紛争解決の受付窓口	<p>一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772</p> <p>受付時間：平日(銀行営業日)9時～17時</p>